第４号様式（第７条関係）

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

愛 川 町 長

愛川町介護・看護職等奨学金返済助成金交付決定通知書

　　　年　　月　　日付けで交付申請のあった愛川町介護・看護職等奨学金返済助成金について、愛川町介護・看護職等奨学金返済助成金交付要綱第７条の規定に基づき、次のとおり助成金の（　交付　・　不交付　）を　決定したので通知します。

１　交付決定金額

　　　　　　　　　　円

２　交付条件

（1） 助成金の交付を受ける者は、愛川町の介護職及び看護職の向上のため自己研鑽に努めるとともに、町内に住所を有し、町内の各事業所等に継続して勤務するよう努めなければならない。

（2）採用日から起算して１年を経過する前に町内の各事業所等を退職したとき又は１月以上の療養休暇等の長期休暇を取得したときは、直ちに町長に届け出なければならない。

（3） 採用日から起算して１年を経過する前に町外へ転出したときは、直ちに町長に届け出なければならない。

（4） 交付申請の内容を変更する場合は、変更の申請を行い、承認を得ること。

（5） 助成期間が満了したときは、定められた期日までに実績報告書及び関係書類を町長に提出すること。

３　助成金の返還

交付条件に反した場合は、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、助成金の全部又は一部が返還となる場合がある。